

Back Number

本論文は

世界経済評論 2020 年 5/6 月号

(2020 年 5 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

中国のフィンテックが 金融業界に与える影響



帝京大学経済学部教授 露口 洋介

つゆぐち ようすけ 1980年東京大学法学部卒業、日本銀行入行。在中国大使館、日本銀行香港事務所次長、同初代北京事務所長。2011年日本銀行を退職。信金中央金庫、日本大学経済学部教授を経て2018年4月より現職。金融庁中国金融研究会有識者メンバー（現職）。著書に『中国経済のマクロ分析』（共著）など。

中国ではインターネットやモバイル通信を利用した新しい金融技術（フィンテック）が広く普及している。アリペイやウィーチャットペイなどの第三者決済は電子商取引やSNSの利用者のために始められ、さらに利用者や出店者の便宜を図るため、資産運用サービスや少額融資業務、信用評価業務など銀行業務類似の業務に拡大してきた。これに対して、監督当局は当初比較的自由に拡大を認めてきたが、数年前から銀行業務類似の業務に対しては銀行に対するのと同じような監督規制を行う方針を示してきている。第三者決済の普及にも関わらず中国では現金流通量は依然として絶対額で増加し続けている。既存の銀行は、フィンテックを取り入れるなど対応を図っており、調達コストの上昇などにより、大銀行では職員の減少が進んでいるが、当局のフィンテックに対する監督規制の動きもあって、総資産の拡大は続いており、利鞘も下げ止まっている。フィンテックが既存の金融業界に与える影響については、中国の例も参考にしながら冷静に判断することが必要であろう。

中国ではインターネットやモバイル通信を利用した新しい金融技術（フィンテック）が広く普及している。また、中央銀行デジタル通貨発行の可能性も高まっている。本稿では中国のフィンテックの現状を概観し、金融業界などに与える影響を検討することとしたい。

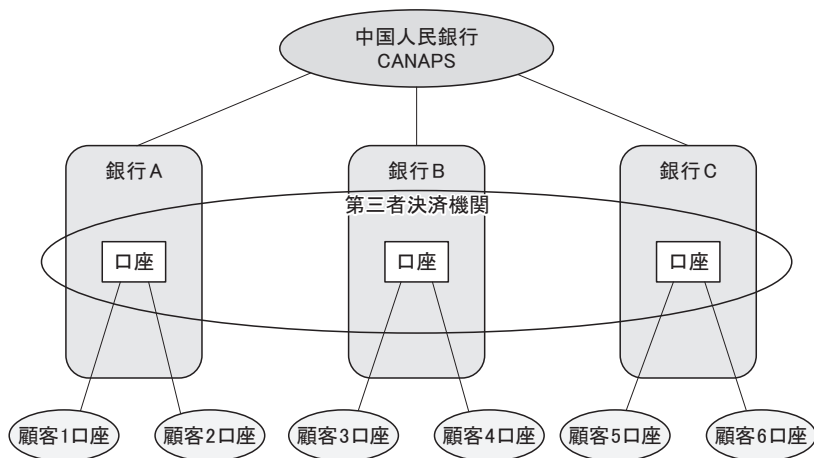
I 第三者決済の状況

中国の第三者決済は、電子商取引（EC）大手のアリババが開始したアリペイやSNS大手のテンセントのウィーチャットペイなどである。アリババやテンセントなど銀行以外の機関

が決済業務を行うため、第三者決済と呼ばれる。中国のフィンテックの発展を象徴する業務といえよう。アリペイはアリババのECサイト「淘宝（タオバオ）」での取引を決済するために2004年に導入された。第三者決済機関は主要な銀行に口座を保有し、その利用者は第三者決済機関に自身の口座を開設、銀行カードやクレジットカードとリンクして第三者決済機関上の自身の口座に入金する（図参照）。

第三者決済機関の銀行口座の下に多数の利用者自身の口座がぶら下がっている形となる。「タオバオ」で商品売買をする場合、商品の購入者はアリペイ上の自身の口座からアリペイに

図 第三者決済機関の決済方式



(出所) 神宮 (2019) の図を基に筆者作成

代金を振り込む。アリペイは商品販売者に振込受領の完了を通知すると、販売者は商品を発送する。購入者は商品を受領、確認した旨をアリペイに通知し、アリペイが販売者の口座に代金を振り込み、取引の決済が終了する。商品の購入者と販売者の間に信頼関係が存在しない中でこのような決済手法を用いることによってアリペイが信頼関係を補完し、電子商取引をスムーズに行うことが可能となった¹⁾。

このような支払い形態がスマートフォンで行われることにより多くの取引に拡大し、現在では、レストラン、コンビニでの支払い、公共料金、配車やデリバリーなどのサービスの予約に付随した支払い、割勘など利用者間の支払いなど多くの場合に利用されるようになった。

このような決済形態が金融監督上どのような問題を生じさせたか考えてみよう。異なった銀行に口座を有する顧客間の小口の支払いを決済するためには、最終的には異なった銀行の間での資金の受払いが必要である。それは個々の銀行が中央銀行（中国の場合中国人民銀行）に有する当座預金口座間の資金の振替えで行われ

る。この最終段階の中央銀行当座預金の振替えが「決済（セトルメント）」である。日本の場合は日銀ネットというシステムを通じて各銀行の日銀当座預金の振替えが行われる。中国人民銀行の場合、日銀ネットにあたるシステムはCNAPSと呼ばれる。このセトルメントの事前準備段階として「清算（クリアリング）」と呼ばれる段階が存在する。例えば A, B, C の3つの銀行が存在する場合、A 銀行に口座を持つ多数の顧客が B 銀行、C 銀行に口座を持つ多数の顧客に支払いを行い、同時に B 銀行の顧客は A 銀行と C 銀行、C 銀行の顧客は A 銀行と B 銀行の顧客に支払いを行う。毎日多数の支払いが生じ、銀行間で一つ一つの支払いについて中央銀行当座預金の振替えを行うとコストが大きくなる。そこでそれぞれの銀行は、日本の場合であれば全銀データシステムと呼ばれるシステムを通して、他の銀行に対してどの顧客の口座にどれだけの金額を送金するか情報を送付する。この段階で支払人の口座から支払金額が引き落とされ、受取人の口座に受取金額が入金される。次に、全銀データシステムは

A, B, C 銀行の間でそれぞれの銀行の間での各顧客の受け取りと支払いの総額を差し引き計算する。この結果、例えば A 銀行は B 銀行に対して支払い超となり、B 銀行は C 銀行に対して支払い超、C 銀行は A 銀行に対して支払い超となるなど、それぞれの銀行の間で一方向の支払い関係が残ることになる。この残った一つの支払いについて中央銀行当座預金を振替えれば決済は効率的に行われる。この事前の計算プロセスがクリアリングであり、その計算を行う機関（日本の場合は全銀データシステム）を清算機関（クリアリングハウス）と呼ぶ。中国では CNAPS の中に小口決済システム（BEPS）が組み込まれており、ここでクリアリングを行って CNAPS で決済するという方法が基本である。

しかし、アリペイなどの第三者決済では、第三者決済機関自身がこの清算機関の役割を果たすこととなった。A 銀行、B 銀行、C 銀行の第三者決済機関の預金口座に多数の利用者口座（サブ口座）がぶら下がっており、それぞれの銀行の第三者決済機関口座にサブ口座を保有する利用者から他の利用者への資金の支払いは第三者決済機関自身が情報を処理して他の銀行の利用者の口座に振り込む。その結果、各銀行に第三者決済機関が保有する口座の資金の過不足が生じた場合、不足した口座に資金が余剰となっている口座から資金を送金する。銀行から見ると自分の銀行にある第三者決済機関口座の資金の受払いのみが認識され、個別の利用者の資金の受払は認識されない。金融監督当局にとってもある銀行の第三者決済機関口座から別の銀行の第三者決済機関口座への資金移動しか見えない。

このような状況では、金融監督当局が銀行の

通常の決済業務に対して行うのと同様な監督が困難であり、マネーロンダリングなどの違法行為が防止できない恐れがある。アリペイやウィーチャットペイが普及してからこのような状況が続いてきた。そこで最近になって、人民銀行の主導で、第三者決済の清算機関として「網聯」が設立された。2018 年 6 月末以降、すべての第三者決済機関は網聯と接続し、網聯を通して銀行と情報をやり取りすることとなった。第三者決済の利用者のすべての決済情報は網聯を経由して銀行に提供され、また人民銀行傘下の伝統的な銀行の決済業務用の CNAPS や小口決済システム（BEPS）などの清算システムと網聯が接続して清算が行われることとなった。これによって、金融監督当局が第三者決済についても通常の銀行の決済業務と同様に監督を行うことが可能となった。

第三者決済についてのもう一つの監督強化の動きが、人民銀行による準備預金の義務付けである。第三者決済の顧客が第三者決済機関の口座に保有する資金は決済のために前払いされた資金であり、第三者決済機関に滞留し、第三者決済機関の名義で銀行に預金されている。第三者決済機関が倒産した場合、顧客は損失を被るリスクがある。そこで、人民銀行は 2017 年 1 月に、同年 4 月から第三者決済機関は、人民銀行または指定された銀行に顧客からの預かり資金の一定比率を準備預金として預入しなければならないという通知を出した。当初の預入比率は業務の種類などによって異なっていたが、平均して 20% 程度に設定された。2018 年 4 月にはこの比率は 50% に引き上げられ、2018 年 6 月の通知では、2019 年 1 月からこの比率は 100% とされ、準備預金の預入先も人民銀行に統一された。

Ⅱ 中国のフィンテックの発展と 規制監督の動向

1. フィンテックによるその他の銀行業務類似業務

中国では、第三者決済だけでなくインターネットやスマートフォンを利用した新しい金融技術が数多く誕生している。例えば、アリババはアリペイの余剰資金をマネーマーケットファンドで運用する「余额宝」と呼ばれる資産運用サービスを2013年に開始した。これは、アリペイに口座を持つ利用者が口座内の遊休資金をマネーマーケットファンドに投資するものである。1元から運用可能でいつでも換金可能。資金は天弘基金管理有限公司（投資運用会社）などのマネーマーケットファンドで運用されている。利用者から見ると、余额宝は銀行預金と同様の機能を持ちながらより高い運用収益が得られる。例えば、2019年12月31日の水準で見ると、人民銀行が定めた銀行の普通預金など流動性預金の基準金利が0.35%であるのに対して、余额宝の運用収益は2.4290%である。天弘基金のウェブサイトによると²⁾、資産の80%は銀行預金で運用されている。その大部分が協議預金である。協議預金は大口預金者が銀行と金利などの条件を協議して決めるものである。銀行から見ると、人民銀行が設定する流動性預金の基準金利0.35%で集めていた預金が余额宝にシフトし、協議預金に入れ替わることで預金のコストが大幅に上昇していることになる。利用者にとっては銀行預金に比べて数%高い利回りが享受できるため、余额宝は2018年6月には1.86兆元（30兆円弱）と急速に拡大した。しかし、これは銀行が小口預金金利のベースとし

ている人民銀行公表の預金基準金利を無意味にしかねない動きである。そこで、当局の要請により、一人当たりの預入額の上限が2017年5月に100万元から25万元に、2018年8月には10万元（約160万円）に引き下げられた。

また、アリババは2010年にアリババ少額貸付を開始した。タオバオなどへの出店者に対し、経営状況、信用履歴などのビッグデータを利用し、システム上で簡易に融資を受けられるようにした。同業務は2014年9月に民間銀行第一陣として設立された浙江網商銀行に引き継がれた。また、テンセントも同様の業務を2014年7月に設立した深圳前海微衆銀行で展開している。

このように融資業務を簡便化できた要因として信用評価システムの導入が挙げられる。アリババの場合「芝麻（ゴマ）信用」と呼ばれるシステムである。これは、利用者個人のこれまでのアリペイの使用記録、融資返済履歴、学歴、職歴、資産保有状況などを総合的に判定して信用スコアを算定する。350点から950点の間の点数で評価され、600点以上だと良好とされる。このほかテンセントも「騰訊征信」という信用評価システムを設立している。これらの信用評価システムによって利用者の信用状態を瞬時に判断しスマホ上で少額融資を極めて短時間に行うことができるようになった。

これに対して、政府系の業界団体である中国インターネット金融協会が主要な株主となり、信用評価を行う民間企業8社も出資する形で、2018年3月に「百行征信有限公司」（バイハン・クレジット）が設立された。同社は俗称「信聯」と呼ばれる。銀行や保険会社など伝統的な金融機関の融資情報は人民銀行の信用情報センターである征信管理局に集中されており、

2018年5月に人民銀行の万存知征信管理局長が行った講演によると伝統的な金融機関以外で信用評価を行う8社の信用情報についてはこの「信聯」に集中することとなっている³⁾。

2. フィンテックに対する監督規制の動向

中国では、2018年4月に理財商品に対する監督について定めた「金融機関の資産管理業務の規範化に関する指導意見」が公布施行されているが、その中で同じ機能の金融商品には規制監督を統一するという方針が示されている。フィンテックに対する規制監督の強化についても同様の考え方が適用されているようにうかがえる。フィンテックについては、それぞれのサービスの便利さや効率性の高さなどから、当局は非金融機関が行うものについても拡大すべきものについては拡大を認めてきた。しかし、数年前から銀行など既存の金融機関の業務に類似するものについては、銀行などに対するものと同じ監督規制を行おうとしている。銀行などの金融機関についてはその業務の特殊性や公共性などの理由によって特別の監督規制が行われているのであるから、類似の業務を行うのであれば同様の監督規制に服するべきということであろう。

Ⅲ フィンテックが金融業に与える影響

1. キャッシュレス決済の普及と現金流通量の推移

中国では、アリペイやウィーチャットペイなどの普及により、キャッシュレス決済が一般化している。キャッシュレス推進協議会の資料によると、2016年の家計最終消費に占める電子マネー決済額とカード決済額合計の比率は、日

本では19.9%にすぎないのに対して、中国は65.8%となっており、中国では日本と比べてキャッシュレス決済がはるかに普及している。

この背景として、スマホを利用したモバイル決済の急速な拡大が挙げられる⁴⁾。インターネットへのアクセス手段について、中国インターネット情報センターの統計によると、スマホでアクセスする人の比率は2009年には60%程度であったが、2019年6月には99.1%に達している。この間、デスクトップパソコンからのアクセス比率は73%から46%に低下している。中国人民銀行の統計によると、銀行が処理したモバイル決済は2014年に決済回数で見ても45億回だったものが2015年には138億回と3倍に拡大し、2018年には605億回に達している。金額で見ても2014年に22.6億元だったものが2015年には108億元と5倍弱になり、2018年には277億元に達した。中国のキャッシュレス事情についてのレポートや報道などでも、しばらく現金を使ったことがないという人が多いとか、実際に現金が使いにくいという情報をよく見かける。

一方、通貨流通量の統計をみると、定期預金などを含む広義通貨M2の前年同期比伸び率は2010年12月末に19.7%、2011年12月末に13.6%であったのに対して、現金流通量を示すM0は同時期に16.7%、13.8%とほぼ同水準の伸びを示していた。それが最近になると2017年12月にM2が8.2%、M0は3.4%、2018年12月にM2が8.1%、M0は3.6%、2019年12月はM2が8.7%、M0は5.4%とM0の伸びがM2の伸びと比べてかなり低い水準となっている。これは、キャッシュレス決済普及の影響と考えることができる。日本のマネーストック統計をみると、M2は2016年12月3.9%、

2017年12月3.6%、2018年12月2.4%の伸びとなっているのに対して、現金の伸び率は同時期にそれぞれ4.4%、4.5%、3.4%であり、現金の伸び率のほうが高い。ゼロ金利政策によって、現金保有の機会費用が低下していることも影響しているだろうが、中国とは対照的である。なお、日本の現金流通量の対GDP比率は2019年で18.9%であり、中国の7.8%よりかなり高い。

もっとも、中国についても、現金の流通量が急速に減少しているというイメージと現実とは少し異なる。M0のGDP比率をみると2010年の10.8%から2019年の7.8%に若干低下しているものの、絶対額でみると2010年12月末の4兆4千億元から2015年末は6兆3千億元、2018年末は7兆3千億元、2019年末には7兆7千億元と一貫して増加している。中国では、1年物定期預金基準金利が1.5%と日本に比べて十分高水準で、現金保有の機会費用が高い。退職のための現金需要がここにきて急に増加しているとは考えにくく、経済成長に伴う決済需要増加によって現金が増加しているとみるべきであろう。中国同様キャッシュレス決済が広く普及しているスウェーデンでは、現金がほとんど消えかかっており、2017年の現金流通量の対GDP比率は1.2%である⁵⁾。中国ではキャッシュレス決済が普及している中で、スウェーデンとは異なり依然として一定の現金決済の需要が残っている。日本では、キャッシュレス決済推進の理由の一つとして、現金のハンドリングコストの削減が挙げられることが多いが、中国の例をみると、キャッシュレス決済が相当普及しても、現金流通量の劇的な減少、ハンドリングコストの大幅な縮小は生じない可能性がある点には注意が必要である。

なお、現金のハンドリングコストという場合、誰かが現金を扱うために働いていて、そこにコスト＝賃金が生じていることになる。しかし日本の場合、キャッシュレス決済になっても、加盟店は通常、決済額の2～3%程度の決済手数料をカード会社等の決済機関に支払わなければならない。中国の場合モバイル決済の加盟店手数料は業種によって0～0.55%とされている。したがって、日本では、キャッシュレス決済に移行したからと言って社会全体でコストがなくなるわけではない。現金のハンドリングコストを年間数兆円とする試算があるようであるが、年間約300兆円の日本の個人消費がすべてキャッシュレス決済で行われた場合、手数料の増加で同じく数兆円規模のコストが発生することには注意すべきである。銀行や店舗のレジで働いている人の賃金が決済機関等の手数料収入にシフトするだけである。最近、自社のキャッシュレス決済を普及させるためにこの加盟店手数料を無料とする動きもあるが、その場合もタダでシステムが運営できるわけではないので、例えばキャッシュレス決済で得られるビッグデータを購入して収益につなげることのできる企業がそのコストを決済機関に支払い負担することになる。このコスト自体を大幅に引き下げるか、これらの企業の売り上げが、恒常的に手数料2～3%を上回る伸びを示さない限りこのようなビジネスモデルは持続的ではない。この点も、加盟店手数料が低く、しかも依然として名目成長率が7%を超える中国と、加盟店手数料が高く、名目成長率が0.5%程度にとどまる日本の違いとして認識しておく必要がある。

2. 大銀行の従業員リストラは進んでいる

前述の通り、キャッシュレス決済の普及や、第三者決済機関による少額貸付、資産運用サービス、信用評価システムの提供など、銀行業務は非銀行部門の第三者決済機関が提供する銀行類似業務によって挑戦にさらされている。しかし、業態別の総資産残高の推移をみると、大型商業銀行、株式制銀行、都市商業銀行など、銀行業界のすべての業態で総資産残高は増加し続けている。大型商業銀行でみると、2012年に60兆元、前年比9.3%増、2015年78兆元前年比10.1%増、2017年92兆元前年比7.2%増、

2019年末には116兆元、前年同期比18.7と順調に増加している。アリババやテンセントなど民営企業が出資する民営銀行が2014年末から設立され、2017年末には17行に達している。これら民営銀行は第三者決済機関の少額貸付業務が移管されたり、インターネット専門銀行であつたりと、フィンテックに関連する銀行も多いが、2017年末で総資産合計が3381億元にすぎず、銀行全体の総資産に占める比率も0.13%にとどまっている（表1）。既存の銀行がオンライン決済プラットフォームを立ち上げたり、少額融資業務を提供し始めたりして、フィン

表1 金融機関の総資産額の推移

単位：億元（ ）内前年比%

	2015 年末	2016 年末	2017 年末	2018 年末	2019 年末
政策性銀行及び国家 開発銀行	192,847 (23.5)	229,935 (19.2)	255,306 (11.0)		
大型商業銀行	781,630 (10.1)	865,982 (10.8)	928,145 (7.2)	983,534 (6.0)	1,617,770 (18.7)
株式制銀行	369,880 (17.9)	434,732 (17.5)	449,620 (3.4)	470,202 (4.6)	517,818 (10.1)
都市商業銀行	226,802 (25.4)	282,378 (24.5)	317,217 (12.3)	343,459 (8.3)	372,750 (8.5)
民営銀行 ^(注1)	794 (—)	1,825 (129.8)	3,381 (85.3)		
農村商業銀行	152,342	202,680	237,033		
農村合作銀行	7,625	4,359	3,633		
農村信用社	86,541	79,496	73,525		
非銀行金融機関 ^(注2)	64,883 (29.4)	79,311 (22.2)	119,424 (50.6)		
外資銀行	26,808	29,286	32,438		
その他機関 ^(注3)	83,024	95,072	104,031		
銀行業金融機関合計	1,993,454 (15.7)	2,322,532 (16.5)	2,524,040 (8.7)	2,682,401 (6.3)	2,900,025 (8.1)

(注1) 民営銀行は2014年末から設立が認可された。

(注2) 非銀行金融機関は、企業集団財務会社、信託会社、金融リース会社、自動車金融会社、マネープローカー、消費者金融会社、資産管理会社。

(注3) その他機関は新型農村金融機関、郵政貯蓄銀行。

(出所) 中国銀行業監督管理委員会年報、2018年以降は中国銀行保険監督管理委員会ウェブサイト。

表2 商業銀行の純利益と利鞘の推移

単位：億元，%

	2011年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
純利益	10,412	12,386	14,180	15,548	15,926	16,490	17,477	18,302	19,932
前年比増加率	36.3	19.0	14.5	9.6	2.4	3.5	6.0	4.7	8.9
利鞘	2.7	2.75	2.68	2.70	2.54	2.22	2.10	2.18	2.20

(出所) 銀行保険監督管理委員会ウェブサイト

テックに対応を図っている。こうした面から見ると第三者決済機関の銀行業務への進出によって銀行業界が大きなダメージを受けているとは言えない。

一方で、大型商業銀行5行（中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行、中国銀行、交通銀行）の従業員数は、2014年末の176万人をピークに2017年末には165万人と10万人以上減少している。日本の3メガバンクの従業員はそれぞれ3万人前後であるから、中国の5大銀行の1行平均30万人以上という従業員数はそもそも多すぎるので、いずれかの時点で減少するのが自然とはいえる。しかし、過去数年で大幅に減少しているのは、キャッシュレス決済などフィンテックの進展による業務の効率化やサービスの変化がその一因であるとみるべきであろう。

また、前述の通り、「余额宝」などの資産運用サービスは個人の資金を集めて法人の大口優遇金利預金に変換しているため、銀行から見ると、調達金利の上昇要因となる。銀行業全体の利鞘の推移をみると、2011年、2012年には2.7%程度であったが、2018年、2019年になると2.1%程度に低下してきている（表2）。大銀行の従業員数の減少はこのような利鞘縮小によるコスト削減圧力も関係しているものと見られる。

IV フィンテックが銀行業界に与える影響

中国におけるフィンテックの進展は著しいものがあり、銀行業務も第三者決済機関の銀行業務への進出による業務効率化のプレッシャーや提供サービスの見直し、利鞘縮小など一定の影響を受けている。しかし、その影響を過大に評価すべきではない。スウェーデンのようにキャッシュレス決済が広く普及してほぼ現金がなくなった国もあるが、中国では現金流通量が絶対額では減少し始めたわけではなく、増加が続いている。また、既存の銀行はすべての業態で資産を拡大させている。大型商業銀行5行では従業員の減少が生じているが、その他の業態の銀行の従業員数は増加し続けている。

中国政府は従来フィンテックの比較的自由的な発展を許容してきたが、数年前から少しずつ利便性の追求と金融監督の必要性の間のバランスを図りながら発展を図るという方針に変更してきている。中国の商業銀行は、フィンテックの普及に対応して業務を見直しているが、それとともに、このようなフィンテックや理財商品に対する当局の監督規制の強化によって、フィンテックの普及から受ける影響も緩和されてきている。商業銀行の利鞘が2017年を底に改善傾

向にあるのは、こうした規制監督の影響もあるものと考えられる（前出表2）。

最近では、中国で中央銀行デジタル通貨発行の可能性が高まっている。これについても、フェイスブックが2020年にも発行を計画しているデジタル通貨「リブラ」に対抗するために発行するという面が存在する⁶⁾。金融監督当局の監督が及ばないところで、資本取引規制の潜脱やマネーロンダリングなど違法行為が行われる可能性を封じたいという意図がみられ、フィンテック一般に対する規制監督の強化と同様の考え方がうかがえる。

日本において、フィンテックの普及が既存の金融業界に与える影響を考える場合も、制度が異なるとはいえフィンテック先進国である中国で現在生じていることを冷静に分析すべきであろう。

一方、中国のマクロ経済の動向を見ると、2019年第4四半期のGDP前年同期比成長率は6.0%、2019年通年の成長率は6.1%と2010年の10.6%から低下傾向を続けている。これに対して2019年12月10日～12日に開催された中央経済工作会议では、2020年の経済政策の方針として、大規模な公共投資や大幅な金融緩和策ではなく、減税を中心とした消費拡大策とマイルドな金融緩和策を掲げた。これは、若干の成長率の低下を受け入れてもバブルの発生と崩壊のような経済の急変動を回避し、安定した成長を目指すものといえる。しかし今年に入って発生した新型コロナウイルスの影響に

よって、マクロ経済の大幅な減速の可能性が高まった。これに対して、2月1日に、人民銀行、財政部、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会、国家外貨管理局は連名で対応方針を示した通知を公布した。同通知には全体で30項目の措置が示されている。これを受けて人民銀行は2月初に市場に対する巨額の資金供給を行い、金利の引下げにも動いている。財政政策も防疫活動に携わる企業や個人に対する税制の優遇を打ち出している。中国の金融機関は、フィンテックへの対応を進めるとともに、マクロ経済減速の可能性と経済政策の変動の状況を見極めながら行動することが求められていると言えよう。

【注】

- 1) 神宮（2019）参照。
- 2) 天弘基金ウェブサイトを、<http://www.thfund.com.cn/yuebao/>
- 3) 「万存知最新演讲：百行与人行征信中心优势互补，错位发展」2018年5月29日、https://www.sohu.com/a/233316478_649029
- 4) 西村（2019）参照。
- 5) 財務総合研究所「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書、2019年6月、https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018_report.htm
- 6) 中国の中央銀行デジタル通貨とリブラの関係については、露口「デジタル人民元とリブラ」サイエンスポータルチャイナ、2020年1月を参照。https://spc.jst.go.jp/experiences/tsuyuguchi/tsuyuguchi_2001.html

【参考文献】

- 神宮健（2019）『モバイル決済・インターネット金融の普及』（小原篤次・神宮健・伊藤博・門闕 編著『中国の金融経済を学ぶ』ミネルヴァ書房 第8章）
- 西村友作（2019）『キャッシュレス国家「中国経済」の光と影』（文春新書、文藝春秋）